

関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務委託仕様書

1 業務の目的

関市の魅力及び移住・定住に関する情報を発信するツールとして、使いやすく、分かりやすいサイト及びパンフレットを制作することを目的とする。

2 委託業務名

関市移住・定住ポータルサイト及びパンフレット制作業務

3 業務概要

本業務はソフトウェアの調達、CMS の構築、デザインの作成、運用マニュアルの作成、既存ホームページからのデータ移行、ポータルサイトの制作、ポータルサイトとコンセプト・デザインを統一したパンフレットの制作、制作に要する素材の撮影・記事の作成、キャッチコピー及びロゴの作成を行う。

なお、ポータルサイトの公開は令和8年4月1日（予定）とする。

4 本事業の期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 基本方針の策定

ポータルサイトの制作・運用にあっては以下の方針に基づき行うこと。

ア コンセプト

関市が持つ地域資源（ヒト・モノ・コト）を踏まえ、移住促進に効果的であると考えられるコンセプトを設定すること。

イ ターゲット

- a. 上記で設定したコンセプトに基づき、既に関心がある層のみならず、潜在的な移住関心層もターゲットとして設定すること。
- b. ターゲットとして設定する属性を示すこと。

ウ マーケティング

設定するコンセプト及びターゲットが適切なものとなっているか市場調査等を行うこと。

エ 本業務のスケジュールを示すこと。

(2) 移住ポータルサイトの構築及び運用、保守

既移住者の体験談や、地域の魅力的な取組及び移住支援事業等を紹介することで、関市への移住を希望する方が、移住後の理想的なライフスタイルをイメージでき、かつ、市外の方に関市を知り、移住先として選択してもらうことを目的とした情報ポータルサイトを構築する。

ア ユーザビリティへの対応

- 移住検討者が必要な情報に容易にたどり着き、より多くの情報を見ることができるホームページであること。
- 閲覧者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザインやレイアウトにするとともに、各ページのデザインについては、統一性を持たせ、閲覧者のユーザーエクスペリエンスの質を高めるよう工夫すること。
- 年齢や身体的条件により閲覧が制限されないよう、アクセシビリティに配慮すること。

イ マルチデバイスへの対応

様々なデバイス（パソコン、スマートフォン、タブレット等）に対応し、表示内容が適切な状態に自動的に変化するページを作成すること。

ウ 容易な情報発信

CMSを導入し、専門的知識がない職員でも容易に更新可能な仕組みとすること。

エ トップページ

関市の魅力や特色、関市への移住のメリットを効果的に発信できるデザインとすること。

オ 下層ページ

以下（表1）を基本に構築するとともに、その他構成上必要なページを構築すること。

表1

大分類	小分類
トップページ	トピック
	新着情報
関市の概要	地域ごとの特色
	観光文化
	統計データ

支援情報等	子育て・教育 医療・福祉 就業 移住
住まい	空き家バンク
記事	移住者の声 取材記事
せきファンクラブ	(インラインフレーム)
問い合わせ	
リンク	

カ URL

URL、ドメインについては、契約後に市と協議の上、決定する。

コ その他

- 一般的に使われているプログラム言語を使用すること。
- SEO対策に配慮したデザインシステムとすること。
- その他必要に応じ、最新の技術を用いた有用な提案やホームページ機能の活用提案を行うこと。

(3) ページの作成

ア 掲載内容

- 関市の移住者の暮らしについて特集したページを作成すること。特集する人やジャンルについては、市と協議の上決定すること。なお、作成にあたり必要なイラストの作成、画像の手配、文書の作成、取材等は受託者が行うこと。
- ページの作成にあたっては、事前に市の承認を得ること。
- ポータルサイトへのアクセス数をトップページ、下層ページ等、個々のページ毎に集計でき、情報発信の効果測定をし、毎年9月、3月に報告できるようにすること。

(4) ウェブサイトの保守管理業務

ア セキュリティ対策

- システムへの不正侵入や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ウェブサーバーのOSやソフトウェア等は、常に最新のバージョンを維持し、ウイルス感染や不正アクセス等を防御すること。また、定期的に不正アクセスやウイルス等の感染についてチェックを行い、発見した場合は、速やかに市に報告

するとともに、復旧すること。

イ 障害への対応

システムに障害が発生した際には、直ちに市へ連絡すること。また、障害の原因究明及び障害対応を行い、障害発生状況、対応作業内容及び再発防止策についてのレポートを作成し市に報告すること。

ウ バックアップの作成

システムに障害が発生した場合に備え、必要なバックアップを定期的実施すること。また、バックアップから復元まで速やかに行える体制を整えること。

(5) CMS等について

ア 導入パッケージ

オープンライセンス型のCMSを導入すること。

イ 利用環境

市内ネットワークに接続された端末から Microsoft Edge 又は Google Chrome を使用し、ID及びパスワードでログインするものであること。追加のプログラムのインストールや市内端末に追加設定の必要がないものであること。

ウ バージョンアップへの対応

システムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的に行い、バージョンアップに対応すること。

(6) システムの要件

ア サーバーの要件

- a. 公開サーバーは24時間365日の運用とする。
- b. サーバーのシステムメンテナンスなどで停止する場合は市に事前に連絡すること。
- c. サーバーのスペックについては、システムのバージョンアップや機能の追加、アクセス数、将来のコンテンツ容量の増加等を勘案し構築すること。また、運用期間中にコンテンツの数やアクセス数が増加しても別途料金が発生しないこと。

イ ネットワークの要件

CMSへのアクセスは、特定のグローバルIPアドレスのみを許可するなど、第三者からのホームページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用すること。

エ 利用端末環境

マルチブラウザに対応すること。

オ 操作研修・マニュアルの作成

本市の職員が業務を行う上で必要な研修を実施すること。

また、操作方法をわかりやすく説明した操作マニュアルを作成すること。

カ その他

市が次期システムに移行する際には、市の求めに応じ、前コンテンツのデータを提供するなど、円滑な移行を支援すること。また、移行後も同じドメインを使用できるようにすること。

(8) 移住定住パンフレットの作成

- ア ポータルサイトとコンセプト・デザインを統一し、連動した内容にすること。
- イ 関市の特色、魅力を伝えるだけではなく、暮らしを具体的に想像できる内容にすること。
- ウ ページ数は概ね20ページ前後とし、手に取りやすく見やすいサイズにすること。
- エ 作成にあたり、市と2回以上の校正を行うこと。

(9) キャッチコピー及びロゴの作成

- ア 関市の魅力をPRできるキャッチコピー及びそのデザインを複数案提案し、市と協議のうえ、1つ作成すること。
- イ ホームページ及びパンフレットのデザインに合わせたロゴを複数案提案し、市と協議のうえ、1つ作成すること。
- ウ アとイを組み合わせることができるデザインにすること。

(10) 独自提案

上記の業務に加え、より効果的な移住定住プロモーションがあれば委託費用内で提案すること。

6 成果品の納品

本業務の成果品は次のとおり納品する。

(1) 実施報告書

以下の内容を委託業務終了後に印刷物で1部提出。

- ア 事業の概要
- イ 実施内容
- ウ 実施結果
- エ 来年以降の方針

(2) サイト設計書

電子データ (pdf 形式) で提出。

(3) サイト操作マニュアル

電子データ (pdf 形式) 及び印刷物 1 部を提出。

(4) クリエイティブ

ア コンテンツ作成に使用した写真の電子データ (jpeg 形式)

イ キャッチコピーデザインの電子データ (ai 形式及び png 形式)

ウ ロゴデザインの電子データ (ai 形式及び png 形式)

エ パンフレットの電子データ (ai 形式及び pdf 形式) 及び製本版 2 0 0 部

(5) その他、関市が指示するもの

7 委託料

5, 5 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限とする。

また、支払いについては業務完了一括払いとする。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

9 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

1 0 権利関係

(1) 本業務による出版権及び著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は市の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて市に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来

から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、市は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

1 1 その他

- （１）本仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議の上、決定する。
- （２）個人情報の取り扱いについては、市の指示に従うこと。本業務に関する一切の秘密を保持すること。